

正しく設置していますか…？

住宅用火災警報器

消防法と各務原市火災予防条例により、平成 23 年 6 月 1 日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

火災警報器の取付場所は…

住宅用火災警報器はどこにつけるのかな？みんなで一緒に見てみよう！



まずは寝室だね！みんなのお家はどうか？



寝室、ヨシ！

子供部屋（寝室）



主寝室

私のお家は2階に寝室があるけど、どこにつければいいの？



階段、ヨシ！

階 段

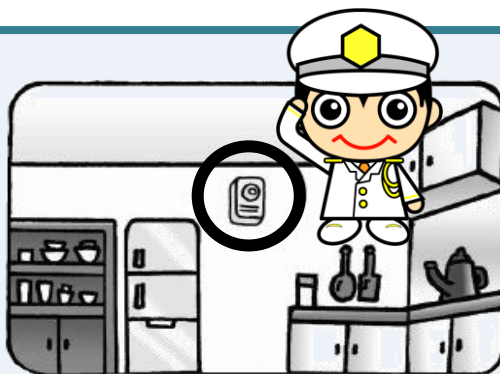
答えは寝室と階段だよ！



主寝室



設置をおすすめする所 (台所・全ての居室)



台 所

令和5年6月1日現在（条例適合率）

◆全国：67.2% ◆岐阜県：63.1% ◆各務原市：54.0%

条例適合率ってなあに？



条例適合率とは、寝室や階段等に住宅用火災警報器が火災予防条例どおりに設置されているかを調査した結果です。みなさんこれからも調査へのご協力とご理解をお願いします。



《悪質な訪問販売等にご注意!!》

消防署が、“直接”住宅用火災警報器等を訪問販売することはありません。
また、特定の業者に販売を依頼することはありません。

《住宅用火災警報器等の購入先は?》

消火器等を販売している店舗、家電販売店、ホームセンター、ガス器具等販売店などがあります。

住宅用火災警報器を既に設置された方へ

火災が発生した場合に、警報音が鳴るよう普段から手入れが必要です。

- ・ 定期的（1月に1回程度）に、作動確認（テスト）しましょう。
- ・ 掃除は定期的に（取扱説明書に従い）しましょう。
- ・ 電池式のものは交換が必要となります。
- ・ 警報器は概ね10年をめどに交換しましょう。



《問合せ先》

- | | | | |
|-----------|--------------|-----------|--------------|
| ● 西部方面消防署 | 058-371-7040 | ● 東部方面消防署 | 058-384-1191 |
| ○ 川島分署 | 0586-89-3266 | ○ 北分署 | 058-389-1191 |
| ○ 南出張所 | 058-386-9346 | ○ みどり坂出張所 | 058-370-3119 |
| ○ 尾崎出張所 | 058-389-4119 | ● 消防本部予防課 | 058-382-3137 |